

○鈴鹿工業高等専門学校情報セキュリティ学生規程

平成23年12月5日
規則第91号
最終改正令和4年8月3日

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 情報システムの利用（第8条－第16条）
- 第3章 情報の取扱い（第17条）
- 第4章 教育（第18条）
- 第5章 情報セキュリティインシデント対応（第19条）
- 第6章 規程違反の取扱い（第20－21条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）における情報セキュリティの維持向上のために情報システムを利用する学生が遵守すべき事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシー対策規則（平成22年機構規則第98号）、独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシーに係る情報格付規則（平成22年機構規則第99号）、並びに鈴鹿工業高等専門学校サイバーセキュリティ管理規程（平成22年規程85号）の定めるところによる。

（適用範囲）

第3条 この規程は本校が扱う情報を対象とする。ただし、本校以外から知り得る情報は除く。

2 この規程は本校の情報システムを対象とする。

（適用対象）

第4条 この規程は本校の情報資産を利用する学生に適用する。

（一般的遵守事項）

第5条 学生は、この規程及び本校情報資産の利用に関する各実施手順等を遵守すると共に、その他関連規則を遵守しなければならない。

2 学生は、立ち入り制限がされている場所にみだりに立入らないこと。

（一般的禁止事項）

第6条 学生は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 差別、名誉毀損、誹謗中傷、人権侵害、ハラスメントにあたる情報の発信

- 二 個人情報やプライバシーを侵害する情報の発信
- 三 守秘義務に違反する情報の発信
- 四 著作権等の知的財産権や肖像権を侵害する情報の発信
- 五 公序良俗に反する情報の発信
- 六 本校の社会的信用を失墜させるような情報の発信
- 七 ネットワークを通じて行う通信の傍受等、通信の秘密を侵害する行為
- 八 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）に定められたアクセス制御を免れる行為、またはこれに類する行為
- 九 過度な負荷等により円滑な情報システムの運用を妨げる行為
- 十 その他法令に定められた禁止行為
- 十一 損害賠償等の民事責任を発生させる情報の発信
- 十二 上記の行為を助長する行為

（本校の情報システムの利用に係わる禁止事項）

第7条 学生は、本校の情報システムについて、予め情報処理センター長または指導教員など当該情報システム管理者から許可を得ている場合を除き、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利用を許可された以外の目的で利用すること、及び利用資格のない者に利用させること。
 - 二 新たにソフトウェアインストールすること及びコンピューターの設定の変更を行うこと。
 - 三 新たにコンピューターシステムを本校内に設置すること及び本校のネットワークに接続すること。
 - 四 本校の情報システムを利用して情報公開を行うこと。
 - 五 ネットワーク上の通信を監視し、または情報システムの利用情報を取得すること。
 - 六 管理権限のないシステムのセキュリティ上の脆弱性を検知すること。
- 2 ファイルの自動公衆送信機能を持ったP2P ソフトウェアについては、教育・研究目的以外にこれを利用してはならない。なお、当該ソフトウェアを教育・研究目的に利用する場合は情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない。

第2章 情報システムの利用

（アカウントの申請）

第8条 情報システムを利用しようとする学生は、当該情報システム管理者に、情報システム利用申請を行い、アカウント（ユーザ ID およびパスワード）の交付を得なければならない。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ情報システム管理者が定めている場合はこの限りでない。

（ユーザーID の管理）

第9条 学生は、本校の情報システムに係わるユーザーID について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 自分に付与されたユーザーID 以外のユーザーID を用いて、本校の情報システムを利用しないこと。

- 二 自分に付与されたユーザーIDを他者が情報システムを利用する目的のために付与及び貸与しないこと。
- 三 自分に付与されたユーザーIDを、他者に知られるような状態で放置しないこと。
- 四 ユーザーIDを利用する必要がなくなった場合は、当該情報システム管理者に届け出ること。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ当該情報システム管理者が定めている場合はこの限りでない。

(パスワードの管理)

- 第10条 学生は、本校の情報システムの利用認証に係わるパスワードについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 他者に知られないようにすること。
 - 二 他者に教えないこと。
 - 三 容易に推測されないものにする。
 - 四 パスワードを定期的に変更するように定められている場合は、その指示に従って定期的に変更すること。
 - 五 忘れないように努めること。
 - 六 異なる識別コードに対して、共通のパスワードを用いないこと。
 - 七 異なる情報システムに対して、識別コード及びパスワード情報の共通の組合せを用いないこと。(シングルサインオンを除く。)
- 2 前項のパスワードが他者に使用されまたはその危険が発生した場合は、直ちに当該情報システム管理者にその旨を報告しなければならない。

(情報システムの取扱と注意事項)

- 第11条 学生がPCを利用する場合は、当該PC及び扱う情報を適切に保護しなければならない。

- 第12条 学生は、利用するPCについて、情報セキュリティの維持を心がけるとともに、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。
- 一 マルウェア対策ソフトウェアを導入したPCを利用し、マルウェア感染を予防できるよう努めること。
 - 二 インストールされているOSやアプリケーションソフトの脆弱性が通知された場合は、その真偽を確認の上、指示された修正プログラムのインストールまたは脆弱性回避措置を講じること。
 - 三 前二項を実施する権限を持たない情報システムについては、第19条の「情報セキュリティインシデントの発生時における報告と応急措置」に従うこと。

- 第13条 学生が前条に係る以外の情報システムを利用する場合は、情報処理センター長の許可を得て、その指示に従って必要な措置を講じなければならない。

(電子メールの利用)

- 第14条 学生が電子メールを利用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意すること。
 - 二 利用を許可された以外の目的での通信を行わないこと。

三 電子メール使用上のマナーに反する行為を行わないこと。

(ウェブの利用)

第15条 学生がウェブブラウザを利用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意すること。
- 二 利用を許可された以外の目的でのウェブの閲覧を行わないこと。

(本校支給以外の情報システムからの利用及び本校支給以外の情報システムの持込)

第16条 学生は、本校支給以外の情報システムから公開ウェブページ以外の本校情報システムへアクセスする場合または本校支給以外の情報システムを本校の情報システムに直接接続して利用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 事前に情報処理センター長の許可を得ること。
- 二 利用する当該情報システムには、可能な限り強固な認証システムを備えること。
- 三 当該情報システムにマルウェア対策ソフトウェアがインストールされていること、及び最新のウィルス定義ファイルに更新されていることを確認すること。
- 四 当該情報システムで動作するソフトウェアがすべて正規のライセンスを受けたものであることを確認すること。

第3章 情報の取扱い

(情報の取扱い)

第17条 学生は、許可された以外の目的で、情報を利用してはならない。

- 2 学生は、許可された以外の目的で、情報を保存、複製、及び消去してはならない。
- 3 学生は、許可された以外の目的で、情報を運搬・送信、公表、及び提供してはならない。

第4章 教育

(情報セキュリティ対策教育の受講義務)

第18条 学生は、入学時に本校情報資産の利用に関する教育を受講しなければならない。

第5章 情報セキュリティインシデント対応

(情報セキュリティインシデントの発生時における報告と応急措置)

第19条 学生が情報セキュリティに関する事故および事象（以下「インシデント」という。）を発見したときは、連絡窓口（学生課または情報処理センター）に連絡すること。

- 2 当該インシデントが発生した際の対処手順の有無を確認し、当該対処手順を実施できる場合は、その手順に従うこと。ただし、当該インシデントについて対処手順がない場合または実施できない場合は、その対処についての指示を受けるまで被害の拡大防止に努めるものとし、指示があった時にその指示に従うこと。

第6章 規程違反の取扱い

(セキュリティ確保に関する義務)

第20条 学生が、情報セキュリティ関連法令、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)の基本方針または実施規則、若しくは本校の情報セキュリティ実施規程または実施手順への重大な違反を知った場合は、連絡窓口(学生課と情報処理センター)にその旨を報告しなければならない。また、緊急性が低い場合は、校長意見箱への投稿に替えることができる。

(違反者の取扱い)

第21条 情報セキュリティ関連法令、機構の基本方針または実施規則、若しくは本校の情報セキュリティ実施規程に違反した学生は、違反した内容に応じて本校情報システムの一部または全部の利用を不許可とする。

- 2 情報システムの利用を不許可とされた学生の不許可理由が解消された場合は、当該情報システム管理者に利用許可を申請することができる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年8月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。